

「新卒」事務職員（医師事務作業補助者）募集要項

- | | |
|------------|---|
| (1) 職 種 | 事務職員（医師事務作業補助者）※新卒 |
| (2) 採用予定人員 | 若干名 |
| (3) 契約形態 | 短期共済組合員（契約職員）（注1） |
| (4) 業務内容 | 診療支援室における医師事務作業補助業務全般
（変更の範囲）： 浜の町病院が定める業務 |
| (5) 就業場所 | 浜の町病院 （変更の範囲）： 変更なし |

- ・専門学校（短大）、大学もしくは大学院を令和8年3月卒業見込みの者

- (1) 試験日
第一次試験 WEB 上で各自実施 (※書類選考通過者に必要書類を送付します)
第二次試験 令和7年10月30日(木) 15時00分から
場所：本院3階 第1会議室
- (2) 試験内容
第一次試験：適性テスト (WEB)
第二次試験：面接試験

必要書類を国家公務員共済組合連合会 浜の町病院総務課へ郵送にてお申込みください。

- (1) 必要書類 ※応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・自筆の履歴書（履歴書に証明写真貼付）
 - ・その他資格等の写し（取得者のみ）
 - ・成績証明書
 - ・卒業見込み証明書
- (2) 受付期間
- 令和7年9月26日（金）まで
- （受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）
- 郵送の場合も、9月26日（金）午後5時までに必着ののみに限ります。

5. 採用予定日 令和8（2026）年4月1日

6. 給与等の概要

給 与・・・当院給与規定に基づき支給

短大、専門学校卒の場合：174,900円（内訳：本俸のみ）

大学卒の場合：179,700円（内訳：本俸のみ）

賞 与・・・年2回（4.0ヵ月分（夏・冬年2回合計）） ※見込み

参考年収・・・約2,966,000円

（※内訳：本俸＋賞与＋時間外手当（月10h））

契約期間・・・令和9年3月31日まで ※勤務評価により更新あり

試用期間・・・採用後3ヵ月

就業時間・・・契約職員就業規則による。月曜～金曜 8時30分～17時15分

休 日・・・土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のほか
契約職員就業規則に定める日。

休 暇・・・年次有給休暇があります。（※1年目最大12日。6ヶ月間は月1日。）

休業制度……育児休業及び介護休業制度があります。

※採用後1年を経過するまでは取得できません。

福利厚生……①共済組合保険（短期）、厚生年金制度があります。

②労災保険および雇用保険に加入しています。

被 服・・・ユニフォーム貸与（女性のみ）

【別途手当支給制度】

通勤手当実費支給 上限55,000円（通勤距離2キロ以上が対象）

住居手当支給 上限28,000円（家賃61,000円の場合）※支給要件あり

その他 扶養手当、時間外手当等があります。

7. その他

採用試験及び面接等を通じて知り得た個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、採用以外の目的には使用いたしません。

8. 問い合わせ先及び郵送先

〒810-8539 福岡県福岡市中央区長浜3丁目3番1号

国家公務員共済組合連合会 浜の町病院 総務課 人事係

Tel 092-721-0831 Fax 092-714-3262 E-mail: tsutsumi-m@hamanomachi.jp

※封筒に「新卒事務職員（医師事務作業補助者）応募書類」と朱書きしてください。

(注1) 浜の町病院職員および契約職員とは

当院が国家公務員共済組合法に基づいて設立された医療機関であることから、長期共済組合員の定員枠があり、それ以外の職員については「短期共済組合員」として採用しています。

短期共済組合員は、勤務評価の成績に応じて、長期共済組合員と同等の給与待遇となる制度を設けています。

「長期共済組合員（連合会職員）」と「短期共済組合員（浜の町病院職員・契約職員）」の条件的な主な違いは次のとおりです。

	長期共済組合員	短期共済組合員	
	連合会職員	浜の町病院職員	契約職員
雇 用 期 間	無期雇用	無期雇用	有期雇用
初 任 給	連合会給与規程による	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
昇 給	有 (連合会の規程による)	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
通 勤 手 当	有	連合会職員に準ずる	連合会職員に準ずる
住 居 手 当	有	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
扶 養 手 当	有	連合会職員に準ずる	病院給与規定による
賞 与	国家公務員に準ずる	連合会職員と同等	連合会職員と同等
保 険 関 係	共済組合（長期）	共済組合(短期) ＋厚生年金保険	共済組合(短期) ＋厚生年金保険
退 職 金	有 (連合会の規程による)	有 (病院の規程による)	無